

福岡市交通局指定広告代理店の募集にかかる実施要領

現指定広告代理店の指定期間満了に伴い、福岡市交通局が所有または管理する広告媒体を取り扱う福岡市交通局指定広告代理店(以下、「指定代理店」という。)を下記のとおり募集するもの。

1. 指定代理店の業務

- (1) 広告の募集、申込
- (2) 広告物の掲出及び撤去業務
- (3) 広告に関する管理業務
- (4) その他付帯業務

2. 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)。

※別途「広告募集等業務委託契約」を締結するもの。

3. 予定契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

※別途定める「福岡市交通局指定広告代理店の指定要領」第 11 条に該当しない限り指定期間中は契約更新を行うもの。

4. スケジュール

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和7年 1月24日(金) |
| (2) 質問締切 | 令和7年 1月31日(金) |
| (3) 申請書提出期限 | 令和7年 2月13日(木)※期限厳守 |
| (4) 参加辞退 | 令和7年 2月20日(木) |
| (5) 指定代理店決定 | 令和7年 2月28日(金) |
| (6) 指定通知書の交付 | 令和7年 3月上旬 |
| (7) 保証金の納付期限 | 令和7年 3月31日(月) |
| (8) 契約締結 | 令和7年 4月 1日(火) |

5. 応募資格

- (1) 資本金又は自己資本の額の合計が100万円以上であること。広告の募集業務を行うに十分な資力及び信用を有すること。
- (2) 5年以上交通広告業を営むこと。
- (3) 福岡市に本・支店または営業所を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。

- (6) 福岡市税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 暴力団排除策の強化・登録事項の変更について

本市では、福岡市暴力団排除条例の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。

その一環として、申請時に、代表者（個人事業主を含む）、役員（※注1）及び支店等に委任する場合の支店長等（以下「代表者等」という。）の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を所定の様式によりご提出いただきます。（※注2）。

指定代理店として指定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注1 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）

※注2 代表者（個人事業主を含む）、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。

【参考】福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第3 入札参加資格の取り消し基準

○措置要件

1 役員等（役員等として登記又は本市若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡市暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。（次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。）

ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき

イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき 構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき

ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき
エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき
オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき
カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき

6. 質問書の提出

申請を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年1月31日(金)17:00までに質問書(別紙1)に記載の上、「14. 問い合わせ先、資料等提出先」宛てにEメールで照会し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、2月5日(水)までに全事業者に対し、Eメールで送信する。

7. 応募書類受付

応募書類は、郵送(必着)または持参にて提出すること。提出の際は、あらかじめ下記「14. 問い合わせ先、資料等提出先」に連絡すること。なお、応募書類は返却しない。

(1) 受付時間

平日9時30分～17時00分(12時～13時を除く。)

(2) 受付期限

令和7年2月13日(木)まで

8. 応募に必要な書類

(1) 福岡市交通局指定広告代理店指定申請書(様式1)

(2) 添付書類

① 登記事項(全部)証明書

※令和6年12月1日以降に発行されたものとする。

② 営業所一覧表

③ 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

※「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※発行日時点において、直近のもので証明できるものを提出すること。

※令和6年12月1日以降に発行されたものとする。

④ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書

(その3)、(その3の2)、(その3の3)のいずれか

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

- ⑤ 業務経歴書
- ⑥ 直近の決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ⑦ 委任状(様式2)

※地場外の法人で取引を支店等の代理人に行わせる場合のみ提出すること。

- ⑧ 使用印鑑届(様式3)
※商号、役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印とすること。
※会社印(角印)は使用できないもの。

- ⑨ 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿(様式4)

福岡市競争入札有資格者名簿に搭載されている事業者は、①③④⑥⑧⑨の提出は不要です。

9. 参加辞退

申請書の提出後、参加を辞退する場合は、令和7年2月20日(木)17:00 までに辞退届(別紙2)を「14. 問い合わせ先、資料等提出先」宛てに提出すること。

10. 事業者の決定、結果通知と契約の手続き等について

(1) 指定基準

申請書その他関係資料や諸条件等を別に定める「福岡市交通局指定広告代理店の指定要領」に基づき確認し、要件を満たした事業者を指定代理店とする。

(2) 通知方法等

審査結果は、令和7年2月28日(金)17:00 までに電子メールで全事業者に通知するもの。

(3) 契約締結

審査の結果、福岡市交通局は指定代理店と速やかに協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

(4) 継続契約

「福岡市交通局指定広告代理店の指定要領」第 11 条に該当しない限り指定期間中は契約更新を行うもの。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類は返却しない。また、契約に至った場合に使用するほかは、審査以外の目的で無断使用することはない。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合複製することがある。

12. 指定代理店の義務等

- (1) 交通局と広告募集等業務委託契約を締結することとする。
- (2) 新規に指定代理店となった場合、保証金として100万円を納入すること。
継続して指定代理店となった者については、局の指示に従い、指定通知書交付後すみやかに手続きを行うものとする。
- (3) 関係法令、交通局の定める広告取扱規程及び要領等、広告募集等委託契約並びに局の指示事項を遵守すること。

13. 福岡市交通局指定広告代理店の応募要項、指定要領、申請書等の様式 指定要領や申請書等の様式は、HPよりダウンロードの上、利用すること。

- (1) 福岡市交通局指定広告代理店の指定要領
- (2) 福岡市交通局指定広告代理店の募集にかかる実施要領
- (3) 質問書(別紙1)
- (4) 福岡市交通局指定広告代理店指定申請書(様式1)
- (5) 委任状(様式2)
- (6) 使用印鑑届(様式3)
- (7) 広告業務からの暴力団排除における申請者名簿(様式4)
- (8) 辞退届(別紙2)

14. 問い合わせ先、資料等提出先

福岡市交通局営業部広告・駅ナカ事業課広告販売係

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号(交通局庁舎6階)

電話番号:092-732-4194

メール:koukoku_hanbai@city.fukuoka.lg.jp